

恒例企画 2020年6月第1四半期 決算関連資料一覧

公認会計士
阿部 光成

本稿は、2020年第1四半期に係る主な会計処理・監査関係の関連資料を一覧形式でまとめたものである。本稿は、決算期変更などの特段の状況にはない2021年3月期決算会社の第1四半期決算(2020年4月1日から2020年6月30日まで)を想定して記載している。ただし、国際会計基準および「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」は本表に含めていない。

2020年第1四半期決算では、2020年3月期と同様に、

新型コロナウイルス感染症の影響があると思われるので、企業は、従業員の安全確保に十分な配慮を行いながら、決算業務を遂行していくことになると思われる。

表中の公開草案は、本稿の執筆時点(2020年5月29日)においてのものであり、今後の確定に留意していただきたい。なお、実務の便宜のため、関連資料に関して本誌で解説された掲載号をあわせて示している^(注)。

文中意見にわたる部分については私見であることをあらかじめ申し添える。

(注) 関連資料の本誌で解説された掲載号の年表記について、西暦下2桁で表している(例：20.6.20(No.1581)→2020年6月20日号)。

主な決算関連資料一覧

	主な内容	適用時期	関連資料
<新型コロナウイルス感染症関係>			
東京証券取引所の適時開示等	<p>通期の決算内容および四半期決算内容について、新型コロナウイルス感染症の影響により決算手続等に遅延が生じ、すみやかに決算内容等を確定することが困難となった場合には、「事業年度の末日から45日以内」などの時期にとらわれず、確定次第の開示で差し支えない。</p> <p>事業活動等への影響に関する開示、業績予想に関する開示、債務超過などに関する取扱いが示されている。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症に関するリスク情報について、有価証券報告書等の提出に先立ち、決算短信・四半期決算短信の添付資料等での記載などが示されている。</p> <p>東京証券取引所の有価証券上場規程601条1項10号に規定する「有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延」は、上場会社が新たに定められる期日(2020年9月末)までに有価証券報告書等を内閣総理大臣等に提出しなかった場合に限り適用する。</p>	—	<p>① 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた適時開示実務上の取扱い(2020年2月10日) →本誌20.5.1(No.1577)解説</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応方針について(2020年3月18日) →①に同じ</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症に関するリスク情報の早期開示のお願い(2020年3月18日) →①に同じ</p> <p>④ 2020年3月期末の配当その他の権利落ちについて(2020年3月24日)</p> <p>⑤ 緊急事態宣言発令に伴う売買の取扱いについて(2020年4月7日) →①に同じ</p> <p>⑥ 緊急事態宣言発令に伴う売買の取扱いを踏まえた情報開示に係る対応(2020年4月7日) →①に同じ</p> <p>⑦ 「有価証券報告書等の提出期限の延長」に伴う決算発表日程の再検討のお願い(2020年4月14日)</p> <p>⑧ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について(2020年4月15日) →本誌20.5.10・20(No.1578)解説</p> <p>⑨ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた上場制度上の対応に係る有価証券上場規程等の一部改正について(2020年4月21日) →本誌20.6.10(No.1580)解説</p> <p>⑩ 時価総額基準等における「事業計画改善書」提出期限の延長について(2020年4月30日) →⑨に同じ</p>